

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和6年10月18日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路	3・2・2号	川尻総社線
秋田都市計画道路	3・4・25号	保戸野高陽線
秋田都市計画道路	3・4・28号	新屋駅前線
秋田都市計画道路	3・4・32号	割山南浜線
秋田都市計画道路	3・5・39号	広小路牛島線
秋田都市計画道路	3・5・48号	北愛宕通線

2 都市計画を変更する区域

秋田市高陽青柳町、高陽幸町、檜山共和町、檜山本町、檜山南中町、牛島東一丁目、八橋本町三丁目、新屋扇町、新屋勝平町、新屋栗田町、新屋寿町、新屋南浜町、新屋町字三ツ小屋および新屋町字割山

3 縦覧期間

令和6年10月18日から同年11月1日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課